

# パレスチナ民族憲章

\* 1964年5月28日第1回パレスチナ民族評議会（PNC）で採択  
前書き

私たち、パレスチナアラブの人々は、故郷を守るため、その尊厳と名誉を守るために激しい戦いを続け、不朽の殉教者の継続的な隊商を何年にもわたって捧げ、犠牲の捧げ物を捧げ、捧げてきました。

私たちパレスチナアラブの人々は、悪の勢力、不正、侵略に直面し、それに対して国際シオニズムと植民地主義の勢力が共謀し、それを追い出し、故郷と財産から取り除き、聖なるものを悪用し、誰がこれらすべてが弱体化または提出を拒否したにもかかわらず。

私たちパレスチナのアラブ人は、そのアラビア主義とその故郷を取り戻す権利を信じ、その自由と尊厳を実現し、その力を蓄積し、その闘争を継続し、その力を結集することを決意しました。完全な最終勝利が得られるまで、聖戦の道を進みます（アルジハード）。

私たちパレスチナアラブの人々は、私たちの自衛権と失われた祖国の完全な回復に基づいて-国際規約と国際連合憲章を含む一般的な慣行によって承認された権利-と原則の実施人権の問題、およびそのさまざまな影響と側面による国際政治関係の理解、および大惨事の原因に関連するすべての過去の経験とそれに直面する手段を考慮すること、そして、パレスチナのアラブの現実に取り出し、パレスチナの個人の名誉と自由で尊厳のある生活に対する彼の権利のために、そして、このために私たちの肩にかけられた国家の重大な責任を実現し、私たちパレスチナのアラブ人は、このパレスチナ国民憲章を指示し、宣言し、それを実現することを誓います。

**第1条：**パレスチナは、他のアラブ諸国との強力なアラブ国民のつながりによって結ばれ、共に素晴らしいアラブの祖国を形成するアラブの祖国です。

**第2条：**パレスチナは、イギリスの委任統治時に境界があり、不可分な領土単位です。

**第3条：**パレスチナのアラブ人は、故郷への正当な権利とアラブ国家の不可分な部分を持っています。それはアラブ国家の苦しみと願望、そして自由、主権、進歩と統一のための闘争を共有しています。

**第4条：**パレスチナの人々は、自らの希望と自由意志と選択に従って故郷の解放を完了するとき、その運命を決定します。

**第5条：**パレスチナ人格は、消えることのない永続的で真の特徴です。それは父親から息子に移されます。

**第6条：**パレスチナ人とは、1947年までパレスチナで生活していたか、追放されたかに関係なく、アラブ人である。この日付以降にパレスチナのアラブ人の父親に生まれたすべての子供は、パレスチナであろうと外であろうと、パレスチナ人です。

**第7条：**パレスチナ出身のユダヤ人は、パレスチナで平和的かつ忠実に生活する意思がある場合、パレスチナ人と見なされます。

**第 8 条：**パレスチナの若者をアラブ人および民族主義的な方法で育てることは、基本的な国民の義務です。指導、教育、啓発のすべての手段は、若者を絶え間なくしっかりと結びつける深い精神的な方法でその故郷に若者を紹介するために利用されるべきです。

**第 9 条：**イデオロギーの教義は、政治的、社会的、または経済的であるかどうかにかかわらず、パレスチナの人々の故郷解放の主な義務から注意をそらしてはならない。すべてのパレスチナ人は 1 つの国家戦線を構成し、彼らの故郷を解放するために彼らのすべての感情と物質的な可能性と協力します。

**第 10 条：**パレスチナ人には、国民統一、国民動員、解放という 3 つのモットーがあります。解放が完了すると、パレスチナの人々は彼らの公共生活のために彼らが望むどんな政治的、経済的、または社会的システムを選ぶでしょう。

**第 11 条：**パレスチナ人民はアラブの統一を固く信じており、この目標の実現に役割を果たすためには、闘争のこの段階で、パレスチナ人の個性とすべての構成員を保護しなければなりません。それはその存在とスタンスの意識を強化し、その性格を弱めたり崩壊させたりするかもしれないあらゆる試みや計画に立ち向かわなければなりません。

**第 12 条：**アラブ統一とパレスチナの解放は、2 つの補完的な目標です。それぞれが他方の達成に備える。アラブ統一はパレスチナの解放につながり、パレスチナ解放はアラブ統一につながる。両方のために働くことは並んで行かなければなりません。

**第 13 条：**アラブ国家の運命、さらにはアラブの存在の本質さえも、パレスチナ問題の運命としっかりと結びついています。この固い絆から、パレスチナを解放するためのアラブ国家の努力と闘争が生じています。パレスチナの人々は、この神聖な国家目標を達成する上で先駆的な役割を担います。

**第 14 条：**アラブの立場から見たパレスチナの解放は、国の義務である。その責任は、パレスチナの人々が最前線にいるアラブ諸国全体、政府、人々にかかっています。この目的のために、アラブ国家は軍事的、精神的、物質的な可能性を動員しなければなりません。具体的には、パレスチナアラブの人々にすべての可能な支援と支援を与え、自由にあらゆる機会と手段を与え、祖国を解放する上での役割を果たすことができるようにしなければなりません。

**第 15 条：**霊的な観点からのパレスチナの解放は、すべての聖地が守られ、崇拝と訪問の自由が確保され、聖地に静けさと平和の雰囲気をもたらします。人種、肌の色、言語、または宗教の差別。このすべてのために、パレスチナ人は世界のすべての精神的な力のサポートを楽しみにしています。

**第 16 条：**国際的な観点から見たパレスチナの解放は、国際連合憲章に述べられているように、自衛の要求によって必要とされる防御的行為です。そのため、パレスチナの人々は、自由、正義、平和を愛するすべての国と友だちになりたいと望んでおり、合法的な状況をパレスチナに回復し、その領土に平和と安全を確立し、国民が国民の権利を行使できるように支援することを楽しみにしています。主権と自由。

**第 17 条：**1947 年に行われたパレスチナの分割とイスラエルの設立は、パレスチナ人の意志とその自然な権利に反していたため、時間の損失に関係なく、違法で無効である。故国であり、国連憲章に具体化されている基本原則に違反しており、その中で最も重要なのは自己決定権である。

**第 18 条：**バルフォア宣言、パレスチナ委任制度、およびそれらに基づくすべては無効であると見なされます。ユダヤ人とパレスチナの間歴史的および精神的なつながりの主張は、歴史の事実または健全な国家の真の基盤と一致していません。ユダヤ教は神聖な宗教なので、独立した存在の国籍ではありませんさらに、ユダヤ人は自国の市民であるため、独立した個性を持つ一人ではありません。

**第 19 条：**シオニズムは、その創始において植民地主義運動であり、その目的において攻撃的かつ拡張主義的であり、その構成において人種差別的であり、その手段および目的においてファシストである。イスラエルは、この破壊的な動きの先導者として、そして植民地主義の柱としての立場で、特に中東、そして国際社会全般にとって、緊張と混乱の恒久的な原因となっています。このため、パレスチナの人々は国家のコミュニティの支援と維持に値するものです。

**第 20 条：**人々の真の関係を保護し、祖国に対する市民の忠誠心を維持するために、シオニズムを違法な動きと見なし、その権利を非合法化することを目的として、平和と安全の原因とすべての国からの権利と正義の要求存在と活動。

**第 21 条：**パレスチナ人民は、正義、自由、主権、自己決定、人間の尊厳、およびこれらの原則を実践する人々の権利の原則を信じています。それはまた、正義と自由な国際協力に基づいて平和をもたらすためのすべての国際的な努力を支援します。

**第 22 条：**パレスチナの人々は、法的存在に基づいて平和的な共存を信じています。侵略との共存や、占領と植民地主義との平和はあり得ないからです。

**第 23 条：**この修道院の目的と原則を実現する上で、パレスチナ解放機構は、この機構の基本法に従ってパレスチナを解放するためにその完全な役割を果たします。

**第 24 条：**この組織は、ヨルダンのハシミテ王国、ガザ地区、またはヒマ地域のヨルダン川西岸地区に対する領土主権を行使しない。その活動は、解放、組織、政治、金融の分野で全国的に人気のあるレベルになります。

**第 25 条：**この機構は、解放、組織、および財政のあらゆる問題、ならびにアラブおよび国際的な分野におけるパレスチナ問題の他のすべての必要性において、故郷を解放するための闘いにおけるパレスチナ人民の動きを担当しています。

**第 26 条：**解放機構は、それぞれの能力に応じて、すべてのアラブ政府と協力し、アラブ諸国の内政に干渉しません。

**第 27 条：**この組織は、その旗、宣誓および国歌を有するものとする。これはすべて、特別な規則に従って解決されるものとします。

**第 28 条：**パレスチナ解放機構の基本法はこの憲章に添付されている。この法律は、この憲章に従って、組織、その機関、機関、それぞれの専門分野、およびそれに必要なすべての義務を確立する方法を定義しています。

**第 29 条：**この憲章は、パレスチナ解放機構の全国評議会のメンバーの 3 分の 2 がこの目的のために召集された特別会期を除いて、修正することはできない。